

府中市議会新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

(趣旨・目的)

市民、職員及び議員に対して、新型コロナウイルス感染症の拡大を最小限に抑えるため、令和2年第1回定例会において申し合わせた対策を改定し、事態が終息するまでの間について、議会・議員の活動に制限を設けるものである。本会議、委員会等全ての会議（以下「会議」という。）において、室内に入る人員の制限と会議に要する時間の短縮に努める。また、議員活動において不要不急の集会や会合等の参加を控えるよう努める。

(内容)

- ①会議の出席者は、咳エチケットに配慮するとともに、手洗い・手の消毒に努め、発熱等の風邪症状がある場合は、会議を欠席することとする。また、会議に出席する人員は、最小限とするよう努め、当該議員（委員）、答弁をする職員、事務局職員とする。なお、会議の傍聴は、議員、市民ともに原則控えていただくこととするが、陳情の提出者またはその関係者1人のみ、当該委員会に属さない会派の議員1人のみについては認めることとする。傍聴を原則控えていただくに当たっては、可能な限り、会議をインターネット配信等で閲覧できるよう配慮することとする。また、委員会の席次については、各委員の前後左右を空席にするなどソーシャルディスタンスの確保に努める。
- ②会議における質疑を簡潔明瞭にするなど会議に要する時間の短縮に努める。
- ③一般質問は、答弁の時間を含めて時間短縮に努めることとする。
- ④予算・決算特別委員会の読み上げによる説明は、省略し、資料配付とする。
- ⑤予算・決算特別委員会の総括質問は、簡潔明瞭に行うこととする。
- ⑥賛否討論は、10分程度とし、簡潔明瞭に行うこととする。
- ⑦会議規則第82条の記載事項等を満たした陳情については、郵送による提出でも受け付けることとする。
- ⑧市職員は、出勤抑制により限られた人員で様々な対応に迫られていることから、執行部に対する各議員から個別の問い合わせはできる限り控えることとする。なお、重要火急な確認事項等がある場合は、各会派で取りまとめて、議長宛てに確認事項等を文書で提出し、議長から各担当部署に照会することとする。
- ⑨令和2年度中は、全ての委員会、会派の視察を自粛することとし、他市からの行政視察の受け入れも行わないこととする。
- ⑩議員活動においては、飲食の有無や昼夜を問わず、不要不急の集会や会合等の参加を控える。
- ⑪その他、日々変化する状況には、柔軟かつ迅速に対応し、今回実施する制限の緩和、強化、廃止などを適宜行うこととする。